

## 青森県新型インフルエンザ対策推進本部設置要綱

### (設置)

第1条 新型インフルエンザ対策の全庁的な推進を図るため、青森県新型インフルエンザ対策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) (仮称) 新型インフルエンザ等対策青森県行動計画の策定に関すること
- (2) その他、新型インフルエンザ等対策の推進に必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は知事をもって充て、副本部長は副知事をもって充てる。
- 3 本部員は、病院事業管理者、部長、観光国際戦略局長、エネルギー総合対策局長、会計管理者、行政改革・危機管理監、教育長、警察本部長及び別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 本部長は、推進本部を総括する。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、副本部長のうちあらかじめ本部長が指名する者がその職務を代理する。

### (会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、主宰する。

- 2 本部長は、必要に応じて関係者に推進本部の会議への出席を求めることができる。

### (事務局)

第5条 推進本部に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長及び事務局次長を置く。
- 3 事務局長は、新型インフルエンザ対策を所管する健康福祉部次長をもって充て、事務局次長は、保健衛生課長をもって充てる。
- 4 事務局員は、事務局長が指名する健康福祉部の職員をもって充てる。
- 5 事務局は、推進本部の会議に付すべき事項について、あらかじめ検討するとともに、本部長の指示する事項を処理する。

### (補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進本部等の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年10月10日から施行する。

この要綱は、平成25年5月8日から施行する。

別表

人事課長
防災消防課長
行政経営推進室長
県民生活文化課長
商工政策課長
農林水産政策課長
スポーツ健康課長
警察本部警備第二課長